

## 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録手数料について

### 1 新規登録申請及び登録事項等の変更の届出

＜新規登録申請及び登録事項の変更の届出に係る手数料表＞

住宅の登録戸数	登録手数料	登録事項変更手数料※1
1 戸	6,700 円	1,400 円
2 戸以上 4 戸以下	7,700 円	1,400 円
5 戸以上 9 戸以下	9,400 円	3,000 円
10 戸以上 19 戸以下	12,000 円	4,800 円
20 戸以上 29 戸以下	12,000 円	5,400 円
30 戸以上 39 戸以下	13,000 円	6,200 円
40 戸以上 49 戸以下	14,000 円	6,900 円
50 戸以上 99 戸以下	16,000 円	9,100 円
100 戸以上	20,000 円	14,000 円

- ※1 戸数を追加する場合に上表の「住宅の登録戸数」を「住宅の追加戸数」と読み替えて、追加する戸数に応じた手数料を算出する。
- ※2 戸数を追加しない場合で、2に掲げる登録事項の変更のみの届出は一律1,400円とする。
- ※3 登録事項の変更の届出に係る手数料は、届出毎に算出することとなる。そのため、1回の届出で※1と※2を合わせて届出をする場合は、※1の手数料のみが適用される。
- ※4 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の廃止の届出は、手数料不要。(法第14条)

### 2 登録事項等の変更

以下の事項に変更が生じた場合、届出を要する。(法第12条)

登録事項 (法第9条第1項各号)	① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の位置 ③ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数 ④ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の規模 ⑤ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の構造及び設備 ⑥ 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲を定める場合にあっては、その範囲 ⑦ 入居者の資格を、自ら居住するため賃貸住宅を必要とする住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等（配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）で国土交通省令で定める者をいう。）に限る賃貸住宅（第十八条第一項において「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅」という。）にあっては、その旨 ⑧ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項 ⑨ その他国土交通省令で定める事項
---------------------	--